

会計検査院規則第四号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年四月一日

会計検査院長 森田 祐司

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第五局特別検査課の事務分掌事項欄中「国の会計経理に関する事項として」を削り、同局上席調査官（特別検査担当）の事務分掌事項欄中「国以外のものの会計経理に関する事項として」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新旧対照

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）（抄）

改正後

改正前

傍線部分が改正箇所

別表（第八条、第九条関係）

局	課及び 上席調査官	事務分掌事項	第五局	特別検査課	上席調査官 (特別検査担当)
(略)	(略)	(略)	(略)	国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第百五条（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による要請に係る国の会計経理に関する特定の事項その他の事務総長から特に命ぜられた事項の検査に関する事務	国会法第百五条の規定による要請に係る国以外のものの会計経理に関する特定の事項その他の事務総長から特に命ぜられた事項の検査に関する事務

別表（第八条、第九条関係）

局	課及び 上席調査官	事務分掌事項	第五局	特別検査課	上席調査官 (特別検査担当)
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第百五条（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による要請に係る国の会計経理に関する特定の事項その他の事務総長から国の会計経理に関する事項として特に命ぜられた事項の検査に関する事務	国会法第百五条の規定による要請に係る国以外のものの会計経理に関する特定の事項その他の事務総長から国以外のものの会計経理に関する事項として特に命ぜられた事項の検査に関する事務